社会体育施設利用時の注意事項

1　いずれの施設も９：００～２１：３０まで使用可能ですが、近隣の住民の方々にも配慮し敷地内の最徐行など、交通ルールを遵守してください。
また、使用許可の時間前に集合・利用開始することがないようにお願いします。

2　下記のような行為は禁止します。
また、禁止行為によって施設等を破損した場合には、その行為者に修理費用を負担していただきます。

《 共 通 》
- ・駐車禁止スペースへの駐車
- ・使用許可の時間を超えての使用、社会体育施設敷地内に留まること
- ・敷地内での飲酒・喫煙
- ・ごみの散らかし
- ・火気（ストーブ等含む）の使用
- ・許可されている競技以外での使用
- ・団体の備品類を施設・敷地内に置くこと

《 体育館・屋内施設 》
- ・軟式・硬式野球ボール、硬式テニスボール及びバットの持ち込みや使用
 （野球ボールや硬式テニスボールでのキャッチボールやバッティング練習等）
- ・フットサル（許可施設を除く）・サッカーの禁止
- ・アリーナ及び器具庫、用具室内での飲食
- ・バスケットゴールへのダンクシュートやぶら下がり

《 グラウンド屋外施設 》
- ・ピッチャーマウンドを作る
- ・ポイントを抜く、ロープを外す
- ・車の乗り入れ

3　社会体育施設は市民はじめ多くのご利用者がいますので、使用後は必ず清掃を行い、ゴミ等は各自持ち帰るようお願いします。
また、使用した備品等は必ず元に戻し、バスケットゴールを使用した場合は、必ず使用前の高さに戻していただくようお願いします。

4　社会体育施設敷地内は、駐車場の車内も含め全面禁煙です。

5　退出時は、忘れ物、トイレ等の水道の閉忘れ、消灯、施錠の確認をして退出してください。
また、夜間の退出遅延や再入場による警備会社の出動等が報告されております。使用許可時間内での片付け、社会体育施設敷地内からの退出をお願いします。
万が一、忘れ物をしてしまった場合であっても、午後９時 30 分以降は取りに戻らず翌日以降の日中に６に掲げる連絡先へご連絡ください。

6　施設の利用の際に施錠、解錠が上手くいかない、照明が点かないといった不具合がある場合は、下記の連絡先にご連絡ください。
また、施設、備品等を破損した場合も速やかにご連絡ください。

・佐久地区社会体育施設	佐久市スポーツ協会	電話８８－６１２３
	佐久市総合体育館	電話６２－２０２０
・臼田地区社会体育施設	臼田体育センター	電話８２－４７７７
・浅科地区社会体育施設	浅科多目的屋内運動場	電話５８－０４４４
・望月地区社会体育施設	望月総合体育館	電話５３－６０６０

7　１～６までの注意事項の厳守をお願いします。**守られない場合は、施設の利用をお断りさせていただきます**ので、ご了承ください。

佐久市教育委員会　スポーツ課
特定非営利活動法人　佐久市スポーツ協会